

ポイント

◆◆特集◆◆

★関東地方整備局管内における日本風景街道の取り組み★

(関東地方整備局 道路部 道路計画第二課)

全国で141ルートが活動している「日本風景街道」のうち、関東地方整備局管内では計20のルート(他地整に跨る2ルート含む)が登録されており、活動活性化に向けて活動団体が主体となり対応策を実施できるよう支援を行う「アドバイザー制度」、先進事例に触れる・目標像を持つ・発表と議論を重ねて理解を深めることを目的とした「関東交流会」、有用な取り組みを行った登録ルートに対する表彰(「優秀活動表彰」)を行っています。本稿では、これらの取組みの概要及び今後の重点的な取組みについてご紹介します。

◆◆訴訟事例紹介◆◆

★小雨時の原動機付自転車による転倒事故の原因は、

橋梁ジョイントの形状等にあるとして道路の設置・管理瑕疵が争われた事例★

〈平成29年9月13日 徳島地方裁判所判決〉

(国土交通省 道路局 道路交通管理課)

【事案の概要】

小雨時原動機付自転車を運転中に生じた転倒事故は、被告が管理する道路に存する橋梁ジョイント(滑りやすい金属製の凹型・左右に僅かながら段差)に起因するため、道路の設置・管理に瑕疵があったとして、国家賠償法2条1項に基づく損害賠償請求がなされたものである。

【判決要旨(一部認容)】

本件ジョイントの形状、材質等に、本件事故発生時の原告車両の動きを併せ考慮すれば、本件事故は原告が本件ジョイント部分を走行したために発生したものであると認められる。

被告による橋梁拡幅工事の結果、本件橋梁上に存在するようになった本件ジョイントは、南側部分と北側部分とで約15ミリメートルの高低差があり、東西の長さが約12.65メートルにわたる凹型の金属製のものである。より安定性の低い二輪車が本件ジョイント上を走行した場合は、タイヤをとられてバランスを崩す危険性は十分にあるといえ、降雨時には更にその危険性は高くなる。このような危険性のある本件ジョイントが存する本件橋梁は、通常有すべき安全性を欠くものであり、本件ジョイントに対し何らの措置も講じなかった被告には、本件橋梁の設置・管理に瑕疵があったものと認められる。但し、原告の二輪車安定走行への影響に係る予見可能性、速度超過を認め、原告に4割の過失を認める。

◆◆TOPICS◆◆

★国際観光都市「N I K K O」における渋滞対策について★

(栃木県日光土木事務所 企画調査課)

日光地域は、国立公園などの雄大な自然環境や世界遺産「日光の社寺」に代表される歴史・文化資源を豊富に有し、国際観光都市として多くの観光客が訪れ、観光要所周辺では交通渋滞の頻度や規模が拡大しています。本稿では、これらの地域における既存の施設を活用した渋滞対策についてご紹介します。

★『災害対策等緊急事業推進費』平成31年度第1回募集について★

(平成31年4月1日～5月8日予定)

(国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室)

災害対策等緊急事業推進費は自然災害により被災した地域や重大な交通事故が発生した場所などで、年度内に緊急に行う再度災害防止対策や事故の再発防止対策に配分する予算であり、例年、4月上旬から10月上旬まで3回募集しています。

平成31年度の第1回募集にあたり、制度概要や配分地区事例を紹介します。

◆◆地域における道路行政に関する取組み事例◆◆

★生活道路における交通安全の確保に向けた取組★

(国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所 交通対策課)

佐賀県の生活道路における交通安全対策は、平成28年度に佐賀市で実施した社会実験を契機として、基山町や小城市でも社会実験が行われるとともに12地区が生活道路対策エリアに登録されるなど、その取組が広がっています。住民自らが交通安全対策の必要性を認識し、効果のある対策とするための取組についてご紹介します。

★緑豊かな道路環境づくりを目指して★

～「街路樹の維持管理基本方針」の策定、

不法占用物件への取り組み、紀州路クリーン大作戦～

(和歌山県 県土整備部 道路局 道路保全課)

和歌山県では平成27年に紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会を開催するにあたり、豊かな緑で大会関係者をお迎えしようと街路樹を大きく育ててきましたが、平成30年7月に「街路樹の維持管理基本方針」を策定し、これに基づいた維持管理を実施中です。本稿では緑豊かな道路環境づくりについてご紹介します。

.....

★和歌山県橋本市 LED 照明灯導入促進事業について★

(和歌山県 橋本市 建設部 都市整備課)

道路照明灯等について、環境省より執行団体として採択された、一般社団法人環境技術普及促進協会の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED 照明導入促進事業）を活用し、LED 照明灯に更新した。現地調査による LED 照明導入計画の策定、計画に基づいた 10 年間のリース契約による LED 化、その事業概要・効果検証等を記載する。

◆◆編集後記◆◆

最近、“ご朱印集め”がテレビや雑誌で特集されたり、また、SNSで“映える”として多くの投稿を見かけるなどブームとなっており、趣味とする人が増えているようです。そこで、今年のお正月、七福神めぐりに出かけたことをきっかけとして“ご朱印集め”を始めることにしました。集めるにあたっては、SNSなどでよく見るご朱印帳があると便利とのことなので、蛇腹式のを調達しました。

ご朱印とは、神社やお寺を参拝した証として授与されるものです。起源は、平安時代、修行僧や貴族・武士達が“写経”を奉納し、信仰心の証として印が授与されていたことが始まりといわれています。その後、江戸時代に入ると“参拝”をした際にも印が授与されるようになり、庶民の間でも広く普及していきました。

七福神めぐりで参拝した神社では、中央に大きく神社名、右上に“奉拝”（“参拝”と書かれる場合もある）、左側に日付の墨書きが配置され、神社名の真ん中あたりに御宝印と呼ばれるハンコ（七福神が彫られたものなど）が押印されたご朱印を頂くことができました。特に、中央に位置する神社名の「とめ・はね・はらい」はダイナミックで迫力があり、また、墨の黒色とハンコの朱色のコントラストやバランスが美しく、眺めることも楽しむことができます。お寺のご朱印については、神社と大きく変わることはないようですが、中央にはご本尊名や梵字、山号や霊場名が書かれ、なかには、ご詠歌が書かれているものもあるようです。また、正月や桃の節句のような祭事の際にしか授与されることのないご朱印もあるようなので、多くの神社やお寺を参拝し、ご朱印を集めてみたいという気持ちが高まっています。

先日、ご朱印をいただくため、日光・東照宮へ出かけてきました。何度か訪れたことがあるので、徳川家康公を祀り、1999年に世界遺産登録されたことは心得ていましたが、これまでご利益に関心はなく、今回で初めて、仕事運や勝負運にご利益があることを知りました。ご朱印をいただくとご利益のパワーアップが期待できると耳にしたので、これからは神社やお寺の成り立ちや歴史に加え、ご利益も調べて、ご朱印集めを進めていこうと思っています。(K)